

第1章 原子力事故災害対策計画

第1節 総 則

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が廃止措置計画等に沿って廃炉作業を進めている原子炉施設及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づき原子力事業者等が運搬に使用する容器から放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行によって市民の安全確保を図ることを目的とする。

2 計画の性格

(1) 福島県地域防災計画との関係

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、福島県防災会議が作成する「福島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」に基づいて作成したものである。

この計画に定めるもの以外の必要な対策については、「二本松市地域防災計画（第2編一般災害対策編）」に準拠するものとする。なお、専門的・技術的事項については、「福島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」に準拠するものとする。

(2) 国の役割

国は、原子力災害に際して、現地における原子力災害対策の拠点として緊急事態応急対策等拠点施設に指定した福島県原子力災害対策センター（以下「原子力災害対策センター（オフサイトセンター）」という。）において、現地事故対策連絡会議の開催等、原子力防災専門官を中心とした初期活動を行うとともに、原子力緊急事態に該当する場合には、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出して原子力災害対策本部を設置し、迅速な応急対策を決定し、県及び市町村に指示する体制を整備するとともに、現地においては、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に設けられる原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）に要員及び専門家を派遣して、県及び市町村が行う応急対策を支援するなど、原災法、防災基本計画に基づき必要な措置を講じる。

(3) 原子力事業者の責務

原子力事業者は、原子力発電所の安全管理に最大限の努力を払い、原子炉施設等から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより、住民に影響が及ぶことのないよう原災法に定める対策を確実に実施し、安全を確保する。

また、福島県地域防災計画に基づく県、市町村及び原子力災害関係機関が実施する原子力災害対策に関して全面的に協力するものとし、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害からの復旧に関し、誠意をもって必要な措置を十分に講ずる。

さらに、原子力発電事業に係る業務に従事する者に対しては、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うとともに、県、市町村と共同して平常時から防災等関係情報をわかりやすくかつ定期的に提供する等、各種防災訓練の実施等を通じて有機的な連携体制の確立を図ることで、原子力防災体制の整備に万全を期する。

(4) 計画において尊重すべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（以下、「指針」という。）を十分に尊重する。

(5) 計画の周知徹底

市は、この計画について、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

3 原子力災害対策の特殊性及び複合災害への備え

原子力災害は、自然災害と比べ、放射線による被ばくの影響をすぐに五感に感じることができず、被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処するためには放射線等に対する概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。

また、原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生する複合災害においては、建物、道路及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報連絡などの応急対策活動が極めて困難な状況に置かれることとなる。

このため、福島県地域防災計画においては、これらを踏まえ、住民に対する放射線等に関する知識の普及及び防災訓練等の参加を通じた役割の周知、防災関係機関に対する教育訓練及び放射線防護資機材の整備、通信設備の多重化、非常用電源設備の整備等、必要な体制をあらかじめ確立するとともに、複合災害時においても、原子力災害対策を講ずる上で必要となる緊急時の環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）等の応急対策活動が迅速かつ確に実施できるよう所要の措置を定めるものとしている。

4 福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策の前提

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）は、原子力災害が発生し、応急の措置を講じられた施設であり、施設の状況に応じた適切な方法による安全管理を講じさせるため特定原子力施設として指定された。

このことを踏まえ、指針では、当該特定原子力施設の現状は、他の実用発電用原子炉施設とは異なることから、当該特定原子力施設に係る原子力災害対策は、他の実用発電用原子炉施設について適用される原子力災害対策の基本的枠組みを基礎としつつ、当面、別に定めることが適切とされ、緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）（以下「EAL」という。）についても別に定められた。

このことから、本県においては福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策については、他の実用発電用原子炉施設とは別に実施するものとされている。

5 緊急事態における判断基準

原子力事業者及び防災関係機関は、緊急事態の初期対応段階において、迅速な防護措置等を実施できるよう以下の判断基準に基づき意思決定を行う。

(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するため、緊急事態区分の設定に基づき、原子力事業者及び防災関係機関は当該区分に応じた対応を行う。緊急事態区分と原災法の枠組み等との関係は下表（表1）のとおり。

緊急事態区分のどの段階に該当するか判断を原子力事業者が判断するための基

準として、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づきEALが設定される。

原子力事業者は、EALに応じて、原災法及び原子力事業者防災業務計画に基づく通報・報告等を関係機関に行う。

(表1) 緊急事態区分の説明

区分	概要	原災法との関係
警戒事態	公衆への放射線による影響やそのおそれ が緊急のものではないが、原子力施設にお ける異常事象の発生又はそのおそれがある 状態	—
施設敷地 緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による 影響をもたらす可能性のある事象が生じ た状態	原災法第10条
全面緊急 事態	原子力施設において公衆に放射線による 影響をもたらす可能性が高い事象が生じ た状態	原災法第15条 (原子力緊急事態宣言)

(2) 運用上の介入レベル (OIL : Operational Intervention Level)

防災関係機関は、環境への放射性物質の放出後の防護措置に係る判断基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で指針により設定された運用上の介入レベル (以下「OIL」という。) に基づき防護措置が行われる。

6 原子力防災対策重点区域の範囲

実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに区域の範囲が定められる。

(1) 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone)

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、緊急時活動レベルに応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、国際原子力機関の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること(5kmを推奨)とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」が目安とされている。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要があるとされている。

(2) 緊急防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective Action planning Zone)

UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時活動レベルなどに基づき、緊急防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、国際原子力機関の国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とされている。

市庁舎から、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所までの距離は、それぞれ約56km、約60kmとなっており、市全域が緊急防護措置を準備する区域 (UPZ : 原子力施設から概ね30km圏) には含まれていない。

(3) 重点区域の範囲

重点区域の範囲は、下表(表2)のとおりである。

なお、福島第一原子力発電所におけるPAZについては、指針に基づき設定しないこととされている。

また、福島第二原子力発電所に係るPAZについては、原子力施設から概ね半径5kmを目安として、関係市町村の意見を聴くとともに、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定するものとされている。

(表2) 重点区域の設定範囲

区域区分		福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
原子力災害対策 重点区域	予防的護措置を 準備する区域 (PAZ)	—	原子力施設から概 ね半径5kmを目安 に設定
	緊急防護措置を 準備する区域 (UPZ)	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野 町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉 町、浪江町、葛尾村、飯舘村（各市町村全域）	

(4) 重点区域以外の区域への対応

県は、重点区域以外の市町村に対しても、情報の提供、空間放射線量率の測定、健康診断の実施等の対応を行うものとし、これらの市町村においては、住民等への情報提供、他市町村からの避難者の受入など原子力災害発生時に必要となる事項を定めた地域防災計画を作成する。

本市は重点区域外の区域であるため、上記の事項について、特に定めることとする。

7 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置

本県における防護措置等については下表のとおりである。

判断基準		原子力災害対策重点区域					原子力災害対策重点区域外市町村(二本松市) (県広域避難計画に基づく対応)
		福島第一原子力発電所		福島第二原子力発電所			
		避難指示区域	避難指示区域でない区域(UPZ)	発電所から概ね5km圏内(PAZ)	避難指示区域及びPAZを除く区域(UPZ)	避難指示区域	
原子力施設の状況に応じた判断(EAL)	警戒事態(AL)	○一時立入を中止 ○避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備	—	要配慮者等の避難準備	—	○一時立入を中止 ○避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備	PAZ内要配慮者等の避難準備(避難先確保等)への協力
	施設敷地緊急事態(SE)	一時立入している住民等の退去開始	屋内退避を準備	○要配慮者等の避難実施 ○住民等(要配慮者等以外)の避難準備 ○安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)	屋内退避を準備	一時立入している住民等の退去開始	○PAZ内要配慮者等の受け入れ ○PAZ内住民等(要配慮者等以外)の避難準備(避難先確保等)への協力
	全面緊急事態(GE)	—	屋内退避を開始	○住民等の避難実施 ○住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	○屋内退避を開始 ○安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) ○避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染場所の確保等)	—	○PAZ内住民等の避難受け入れ ○UPZ内住民等の避難、一時移転、体表面除染の準備(避難、一時移転先・避難退域時検査場所の確保等)への協力
空間放射線量率の実測値に応じた判断(OIL)	500 μSv/h 超(OIL1)	—	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施	—	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施	—	UPZ内住民等の避難及び一時移転の受け入れ
	20 μSv/h 超(OIL2)	—	1日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施	—	1日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施	—	

8 広域的な活動体制

原子力防災対策は、その特殊性及び対策の実施に当たって高度かつ専門的な知識を必要とすることから、国が、県及び市町村に対して、技術的助言、専門家の派遣、要員・機器等の動員等、全面的に応援協力を行うことをはじめとして、関係機関は相互に広域的な活動体制の確立に努める。

9 本県以外で発生した原子力災害への支援

県は、本県以外で原子力災害が発生した場合、県民の安全を確保するとともに、災害が発生した都道府県への応援のため、必要な事務又は業務を行う。

また、県及び市町村は本県への避難者受入について、あらかじめ定めたマニュアル、災害協定等により対応する。

第2節 原子力事故災害事前対策

本市は、第1節6 原子力防災対策重点区域の範囲のとおり、重点区域以外の区域であるが、本市に関連する内容も含まれるため、県防災計画に記載の内容のうち、必要部分を当計画にも反映することとする。

1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

県、市及び事業者は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所から

の状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うものとする。

なお、通信手段の整備にあたっては、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努めるものとする。

市は、携帯電話等の不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

ア 県、市及び防災関係機関は、原子力事故災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、必要な措置を講ずるものとする。

イ 県、市及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

2 災害応急体制の整備

県、市及び防災関係機関は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、災害応急体制に係る事項について検討するとともに、必要な体制を整備し、手順書・マニュアル等に定めておくものとする。

なお、県（危機管理部、健康衛生総室、警察本部）は、重点区域外の地域の住民の安全確保のため、暫定的な重点区域以外の地域に対しても、以下の事務または業務を行うものとし、あらかじめ必要な体制について整備し、マニュアル等に定める。

- (1) 原子力災害に関する情報収集と県内市町村への情報提供（危機管理部、警察本部）
- (2) 事故影響の有無を確認のための緊急時モニタリングの実施（危機管理部）
- (3) 県民等に対する健康相談等の実施（健康衛生総室）
- (4) その他必要な事項

3 避難収容活動体制の整備

(1) 県における避難計画の作成

県は、原子力災害による避難は市町村域を超えた広域的なものであることや、長期に渡るという特殊性を十分に理解し、市町村及び学校、社会福祉施設、病院等と協力し、主体的に県民等に対する避難収容活動体制の整備・充実に努める。

(2) 県における広域避難計画の作成

県（危機管理総室）は、関係市町村の他の市町村（県外市町村を含む）への避難について調整し、次の事項を内容とした広域避難計画を作成する。

- ア 指定避難所の名称、場所、収容可能人数
- イ 避難要請を行う関係市町村の措置
- ウ 県の措置
- エ 避難要請を受けた市町村の措置
- オ 避難者の輸送体制
- カ 市町村を越える広域的な避難経路等
- キ 避難中継所の役割
- ク あらかじめ定めた避難所が使用できない場合の調整
- ケ その他広域避難に必要な事項

4 避難者等の受入れ

- (1) 市は、県が策定した福島県原子力災害広域避難計画に基づく避難元市町村（南相馬市、浪江町）からの避難者の受入要請を踏まえ、避難所及び避難中継所の設置、避難者の受入、避難車両の誘導、避難所の運営等を行うものとする。
なお、県及び前述の避難元市町村以外の重点区域内の市町村等からの受け入れ要請についても市内の被災状況の程度に応じ、可能な限り受け入れるものとする。
- (2) 市は、避難車両の避難所までの誘導について協力する。
- (3) 市は、あらかじめ関係市町村と応援協定の締結について検討する。
- (4) 市は、「原子力災害時における日立市民の県外広域避難に関する協定」に基づき、茨城県日立市からの避難者の受け入れ要請について、可能な限り受け入れるものとする。

5 緊急輸送活動体制の整備

県警察は、道路交通関連設備について、緊急時の道路交通管理体制の整備に努める。
また、県警察は、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うため、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。
県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について、運転者等に対し周知を図るとともに、広域的な道路交通管理体制の整備に努める。

6 原子力災害医療体制の整備

(1) 原子力災害医療体制の整備

原子力緊急事態を含めた異常事態の発生時における原子力災害医療については、原子力災害の特殊性を考慮しつつ、救急医療や災害医療との整合性を図り、これらに組み込まれて機能することで実効性を向上させる必要がある。

このことから、県（健康衛生総室）は、一般の救急医療、災害医療体制の充実を図るとともに、医療関係者、防災関係機関、事業者等が連携した原子力災害医療ネットワークを構築し、国と協力し、原子力災害医療派遣体制及び受入体制の整備・維持を行う。

また、県は国と協力し、原子力災害医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する原子力災害拠点病院等における広域的な原子力災害医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。

(2) 原子力災害医療行動計画の整備

県（健康衛生総室）は、原子力災害医療活動の組織、役割、関係機関との協力体制、派遣要員の確保、連絡手段、活動内容及び技術的事項、安定ヨウ素剤の服用の方法等について、原子力災害医療行動計画に定めておく。

7 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

市は、国、県及び事業者と協力して、災害時における住民の混乱と動揺を避けるため、平素から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努めるものとする。

また、県は、関係市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し、必要な助言を行う。

教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

- (1) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- (2) 原子力発電所の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 原子力災害時に県等が講じる対策の内容に関すること。
- (6) 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。
- (7) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (8) コンクリート屋内退避所、避難所に関する事項に関すること。
- (9) その他必要と認める事項。

8 防災業務関係者に対する教育

県及び市は、原子力災害応急対策の円滑な実施を図るため、原子力防災業務に携わる者に対して、国等が実施する研修を積極的に活用するとともに、国等と連携して次に掲げる教育を実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること。
- (2) 原子力発電所等の施設に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報の活用に関すること。
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- (7) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容。
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (9) 原子力災害医療活動（応急手当を含む）に関すること。
- (10) その他緊急時対応に関すること。

9 原子力防災に関する訓練

県、市及び防災関係機関は、国、事業者等の協力のもと、相互の連携及び防災対策の確立と関係職員の防災技術の向上を図るため、次に掲げる訓練を定期的実施するものとする。

- (1) 緊急時通信連絡訓練
- (2) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (3) 対策拠点施設への参集、運営訓練
- (4) 緊急時モニタリング訓練
- (5) 原子力災害医療活動訓練
- (6) 広報訓練
- (7) 住民避難訓練
- (8) 交通規制、立入制限訓練
- (9) 上記の要素を組み合わせた訓練
- (10) 原子力災害対策特別措置法第13条に基づく総合的な防災訓練

10 特定事象未満の事象に対する体制の整備

県（危機管理総室、健康衛生総室）及び警察本部は、原災法第10条に定める特定事象未満（5マイクロシーベルト/時未満）の放射能（放射線）放出事象について、警戒するために必要な体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制、資料等を整備しておく。

- (1) 平常時における環境放射線モニタリング結果の収集、測定結果の通報体制

- (2) 関係課における連絡体制
- (3) 国との連絡体制
- (4) 原子力事業者との連絡体制
- (5) 関係市町村、関係機関との連絡体制
- (6) 県が実施すべき対応の整理
- (7) 広報すべき内容の整理
- (8) 県民等に対する健康相談等の実施
- (9) 農林水産物等の風評被害対策（農林水産部）
- (10) その他必要な事項

1.1 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備

- (1) 県民の安全確保のための対応
県は、本県以外で原子力災害が発生した場合、県民の安全確保を図るため、以下の事務又は業務を行うものとし、あらかじめ必要な体制について整備しておく。
ア 原子力災害に関する情報収集と県内市町村、関係機関への情報提供（危機管理総室、警察本部）
イ 本県への影響の有無を確認のための県境付近等における環境放射線モニタリングの実施（危機管理総室）
ウ 事故現場付近を通過した県民等に対する健康相談等の実施（健康衛生総室）
エ その他必要な事項
- (2) 災害が発生した都道府県からの避難者受入
県（危機管理総室）は、県内市町村と連携し他都道府県からの避難者の受入の体制について整備しておく。

1.2 計画に基づく行動マニュアル等の整備

県（危機管理総室）、関係市町村及び関係機関は、本計画に定める応急対策を迅速・確実に行うため、連絡、指導を行うべき施設や傘下機関を明確にするとともに、手順、連絡先等の行動についてあらかじめ定めたマニュアル等を整備する。
また、訓練等の実施により明らかになった課題について、現況に即した修正を随時行うため、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合にはこれを行う。

第3節 原子力災害応急対策計画

本節は、原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応するものとする。

なお、本計画は福島県地域防災計画のうち、本市に関連がある内容を主に記載しており、その他の本計画に記載の無いものについては、県地域防災計画によるものとする。

1 事故状況の把握及び連絡

以下の事態が発生した場合、次頁以降の「通報連絡系統図」のとおり原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び県等から関係市町村及び関係する指定地方公共機関等に通報・連絡され、各機関はそれぞれ必要な対応をとる。

(1) 情報収集事態

発電所所在町における震度5弱又は5強を観測する地震が発生した場合、または原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報等が通報された場合。

(2) 警戒事態

原子力発電所（以下「発電所」という。）において、原災法第10条に基づく特定事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障等が発生した場合。

または警戒事態に該当する自然災害（発電所所在町における震度6弱以上を観測する地震が発生した場合又は福島県に大津波警報が発表された場合）が発生した場合。

(3) 施設敷地緊急事態

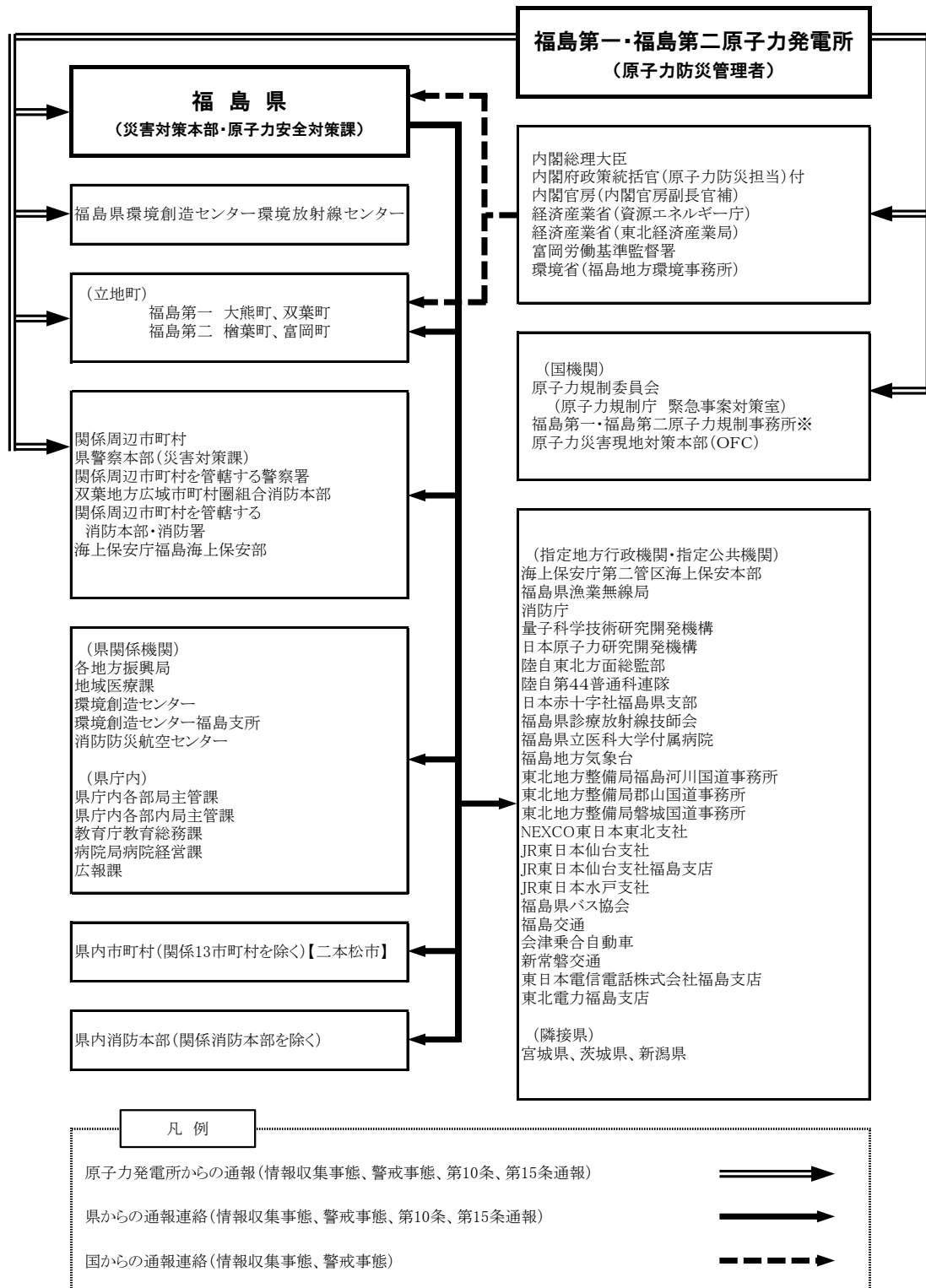
発電所において、原災法第10条に基づく特定事象が発生した場合。

(4) 全面緊急事態

発電所において、原災法第15条に基づく特定事象が発生した場合。

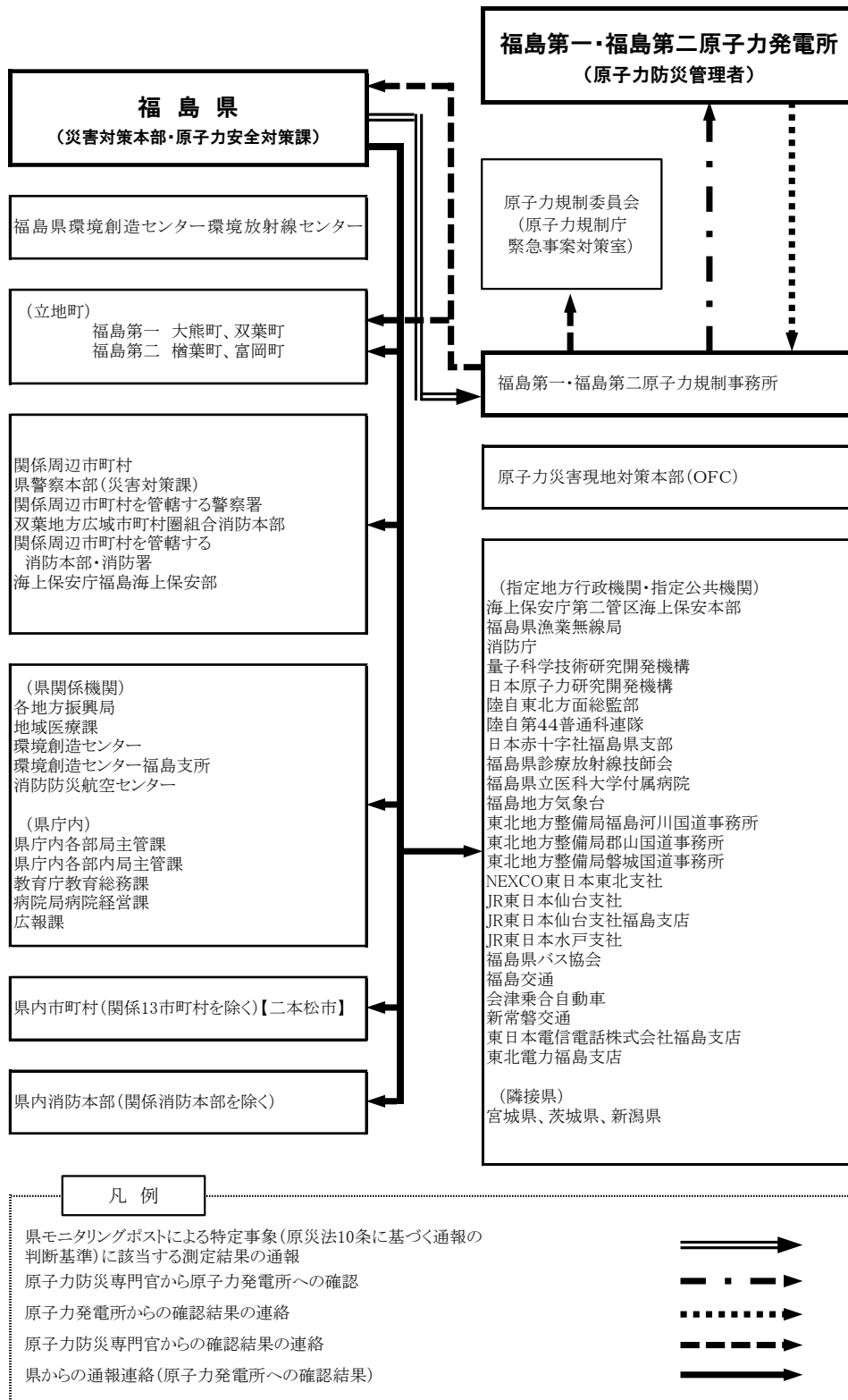
なお、UPZ外である本市は、広域避難計画に基づき、UPZ内である南相馬市及び浪江町民の避難及び一時移転の受け入れの協力を行うこととなる。

○通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）



※福島第一原発からの通報は福島第一原子力規制事務所へ、福島第二原発からの通報は福島第二原子力規制事務所へ届く。

○通報連絡系統図（県モニタリングポストにより5μSv/hを観測した場合）



2 活動体制の確立

市は、福島県原子力災害広域避難計画及び避難元市町村の避難計画に基づき、避難所及び避難中継所等の開設の準備等を行う必要があるため、市防災計画の一般災害対策編に準じた災害対策本部を設置し、必要な体制の確立を図る。

市は、災害対策本部を設置したときは、知事に対し報告を行うものとする。

3 住民等に対する指示の伝達と広報

(1) 地域に対する指示の伝達と広報

ア 県（災害対策本部）は、関係市町村以外の県内全市町村に対し、県総合情報通信ネットワークや電子メール等を利用して、災害情報の伝達を行うものとし、重要な指示等については、電話等でその着信を確認する。

ただし、伝達する情報の内容については、近接する市町村、さらにそれ以外の市町村に対するものとに分類し、指示内容、頻度等の相違に配慮する。

イ 県は、地域の住民等に対し、テレビ・ラジオ・新聞及びインターネット等により、必要な情報を提供するとともに、電話の自粛等災害応急対策の円滑な実施に対する協力を求める。

また、必要に応じ、国に対して国民に対する広報及び協力要請の実施を求める。

ウ 市は、必要に応じて防災行政無線、広報紙、インターネット等により、必要な情報を住民等に周知するものとする。

(2) 問い合わせ窓口の設置

市は、国、県、事業者と連携し、必要に応じて、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を設置し、人員の配置等体制を確立するものとする。

なお、窓口を設置した時は、窓口の所在地、専用電話番号等について、防災行政無線、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙、インターネット等により、速やかに住民等に周知するものとする。

4 緊急時モニタリング

(1) 緊急時モニタリング体制

ア 初期対応段階の緊急時モニタリングの実施

県（危機管理総室）は、発電所の原子力防災管理者から警戒事象発生 of 通報を受けた場合、緊急時モニタリングの準備（主に空間放射線量率の測定）を直ちに開始する。

イ 関係機関の協力

(ア) 情報の提供

発電所の原子力防災管理者、福島地方気象台長及び関係市町村長は、緊急時モニタリングの実施にあたり、必要な情報を提供する。

(イ) 緊急時モニタリングセンターの活動

緊急時モニタリングセンター（原子力規制委員会）は、特定事象の通報を受けて直ちに緊急時モニタリングを開始し、結果をとりまとめ、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部に連絡するものとされている。

また、関係市町村に対しては、OFC放射線班が緊急時モニタリング評価結果を説明することとなっている。

(2) 県内各地における空間線量率等の測定

ア 緊急時モニタリングセンターは、重点区域外の県民等の安全を確保するため、県内全市町村において、市町村等の協力を得て空間線量率等の測定を行う。

測定結果については、県の危機管理総室又は災害対策本部設置後は災害対策本

部が、総合情報通信ネットワークや電子メール等により、県内全市町村、関係機関等に送付するものとする。

イ 市は、市内の全地域の空間線量率等の測定を行い、住民に情報を迅速に提供するものとする。

5 避難及び屋内退避

(1) 速やかな住民避難のための準備

県（災害対策本部）及び市町村は、原災法第15条の全面緊急事態において、国が自治体に行う住民避難等の指示に対し、速やかに実施できる体制をとるため、警戒事態（原子力施設において重要な故障等が発生する等、自然災害以外の要因により該当すると判断された場合）の通報受信後、直ちに住民の避難又は屋内退避のための準備として、緊急時モニタリング結果等の情報を勘案し、避難等の範囲、避難道路、避難先及び受け入れの調整の検討を開始するとともに、避難退域時検査場所等の開設準備、指定避難所等の開設準備、住民輸送のための車両の確保、広報車等の準備等を行う。

(2) 避難及び屋内退避等の防護措置の実施

県は、指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、以下の緊急事態区分に応じて避難及び屋内退避等の防護措置を実施する。

なお、避難にあたっては、県及び関係市町村が定める広域避難計画に基づき実施する。

ア 警戒事態

県及び市町村は、警戒事態（自然災害を除く。）発生時には、国の要請又は独自の判断により、次の防護措置を行う。

(ア) P A Zを含む関係市町村

施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。

施設敷地緊急事態要避難者の安定ヨウ素剤の配布準備。

(イ) 避難指示区域を含む関係市町村

一時立入の中止及び一時立入している住民等の退去準備。

(ウ) U P Z外の市町村（二本松市）

施設敷地緊急事態要避難者の避難準備への協力。

イ 施設敷地緊急事態

県及び市町村は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、次の防護措置を行う。

(ア) P A Zを含む関係市町村

施設敷地緊急事態要避難者の避難実施。

施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。

(イ) 避難指示区域を含む関係市町村

一時立入している住民等の退去開始。

(ウ) U P Zを含む関係市町村

住民等の屋内退避の準備。

(エ) U P Z外の市町村（二本松市）

避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ。

施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力。

ウ 全面緊急事態

県及び関係市町村は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、避難及び安定ヨウ素剤の服用等の指示があった場合又は独自の判断により、次の防護措置を行う。

- (ア) P A Zを含む関係市町村
住民等の避難実施。
- (イ) U P Zを含む関係市町村
住民等の屋内退避の開始。
O I Lに基づく住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。
- (ウ) U P Z外の市町村（二本松市）
避難住民の受入。
O I Lに基づく避難の準備への協力（避難先、輸送手段の確保等）。
必要に応じて、屋内避難。

また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

エ 放射性物質が放出された場合

放射性物質が放出された後は、国（原子力災害対策本部）は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとしている。その際、併せて気象情報を提供するものとしている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べる。

関係地方公共団体が避難・一時移転を実施するにあたり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会等において、指示内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後も同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力する。

- (ア) U P Z内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針
- (イ) 避難ルート、避難先の概要
- (ウ) 移動手段の確保見込み
- (エ) その他必要な事項

オ 運送事業者等への要請

県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

カ 避難誘導

県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査等を行う場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果その他の避難に資する情報の提供に努める。また、県は、避難や避難退域時検査等を行う場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。

キ 家庭動物との同行避難

県は、災害の実態に応じて、関係市町村と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかける。

(3) 避難及び屋内退避

ア 避難

- (ア) 関係市町村は、避難を決定したときは、対象地区の住民に対し、避難所、携帯品等の留意事項を含め、避難を指示する。
- (イ) 避難にあたっては、災害の状況に応じ、住民の自家用車をはじめ、バス、鉄道等の公共交通機関、防災関係機関が保有する車両、船舶、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用する。
- (ウ) 自力で避難可能な住民については、原則、自家用車により避難する。なお、自家用車による避難が困難な住民は、あらかじめ関係市町村が選定した集合場所等からバス等により避難するものとし、県は、関係市町村の避難措置が円滑に行われるよう支援する。
- (エ) 病院や介護施設等において避難より屋内退避を優先させることが必要な場合には、関係市町村は、遮へい効果や建屋の機密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避を指示するものとする。
- (オ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

イ 屋内退避

屋内退避は、原則として住民等が自宅等にとどまるものであり、関係市町村は、屋内退避を決定したときは、屋内退避地区内の住民等に屋外に出ないように指示する。また、屋外にいる住民等に対しては、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示する。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下においては、県及び関係市町村は、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示する。

また、地震による家屋の倒壊や、相次ぐ余震の発生により家屋による自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、関係市町村により設定される近隣の指定避難所等にて、まずは屋内退避を実施する。そのうえで、近隣の指定避難所等に収容できない場合には、地震による影響がない安全な指定避難所等を関係市町村内外を含め選定し、避難させるなど状況に応じ柔軟に対応する。

ウ その他

県及び関係市町村は、国が原子力災害の観点から避難又は屋内退避指示等を出している中で自然災害を原因とする緊急の対応等が必要となった場合には、人命最優先の観点から独自の判断を行うものとする。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

(4) 情報提供等

県（現地本部）は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難先や避難退域時検査を実施する場所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。

(5) 広域避難に係る調整

県（災害対策本部）は、関係市町村の避難先としてあらかじめ定めた避難所が使用できない場合等、広域避難計画に定める避難所以外へ避難する必要がある場合には、速やかな避難ができるよう必要な調整を行うとともに、国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行う。

(6) 指定避難所の設置

ア 指定避難所の開設

県（災害対策本部）は、関係市町村において避難の必要が生じた場合は、県広域避難計画に基づき、受け入れ先の市町村に対し、施設の供与及びその他の災害救助の実施について協力を要請する。

また、市は、県から受け入れの協力要請を受けた場合は、関係市町村と協議のうえ、広域避難計画等に定める施設の中から受け入れに必要な指定避難所を開設するものとし、関係市町村は原則として各指定避難所に市町村職員等を維持、管理のための責任者として配置し、受入先の市町村職員、施設管理者や避難住民等と連携して運営を行うものとする。

なお、県は、指定避難所となる県有施設の運営を主体的に行うとともに、受入先となる市町村の指定避難所に対して職員を派遣するものとし、あらかじめその派遣体制を整えておく。

イ 県及び避難元の関係市町村の役割

- (ア) 避難者等の情報把握、指定避難所の生活環境把握及び健康状況の把握等について、県及び関係市町村において協議しながら必要な対応を行う。
- (イ) 指定避難所の運営における配慮として、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
- (ウ) 避難の長期化に際しては、必要に応じて関係機関・関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食の提供を実施する。
- (エ) 国と連携し、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化が見込まれる場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を鑑み、必要に応じて、二次避難所として旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

ウ 避難所の早期解消

県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

エ 応急仮設住宅における配慮

県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設する。

ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請する。

(7) 要配慮者への配慮等

県（災害対策本部）及び避難元の関係市町村は、避難者に向けた情報の提供、避難誘導、指定避難所での生活に関して、要配慮者に十分配慮する。

特に、指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

(8) 学校等施設における避難措置

学校等施設において、児童・生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、学校長等施設管理者が、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率の下、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

また、児童・生徒等を避難させた場合や、児童・生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡する。

6 飲食物の摂取制限及び出荷制限

(1) 防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限

県及び関係市町村は、国の指示又は緊急時モニタリングにより指針に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあっては、当該試料が採取された地区の住民に対し、避難指示区域の住民に対する飲食物の摂取制限と同一の措置を講ずる。

また、飲料水の水源についても、国の指示又は指針に定める指標濃度を超える試料が採取された場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置等を決定し、当該水道利用者全てに対し必要な措置を講ずるよう関係市町村等に指示する。

(2) 農林水産物の採取及び出荷制限

ア 県（現地本部）は、国の指示又は緊急時モニタリング等により指針に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあっては、住民、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場責任者等に対して、当該試料が採取された地区の農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷の禁止等必要な措置を講じるよう、関係市町村に指示するとともに、テレビ、ラジオ、新聞及びインターネット等により広報する。

イ 関係市町村は、住民、生産者及び生産流通関係機関・団体に対し、農林水産物の出荷を禁止するよう指示する。

(3) 飲料水及び飲食物の供給

県は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を市町村に指示した時は、県地域防災計画一般災害対策編第3章 第16節 第1 給水救援対策及び同節第2 食料救援対策に基づき、市町村と協力して関係住民等への応急対策を講ずる。

7 原子力災害医療活動

(1) 原子力災害医療活動の基本的体制

原子力災害医療活動は、次の区分、段階により行う。

ア 発電所における対応

イ 避難退域時検査場所における対応

県（健康衛生班）は、避難退域時検査場所を重点区域の外側周辺に設置することを基本とするが、必要に応じて、重点区域内であっても発電所から30km以遠で避難指示が出されていない場所についても設置する。

なお、避難退域時検査場所は以下の機能を有する。

- ・放射性物質による汚染の有無の確認
- ・避難住民の内部汚染の評価（急性期を除く）
- ・避難住民の外部被ばくの評価（急性期を除く）
- ・簡易除染

ウ 医療中継拠点における対応

県は、医療中継拠点を避難指示区域に近接する区域外の場所に設置する。

なお、医療中継拠点は以下の機能を有する。

- ・避難途中の住民等へのトリアージ、治療、搬送
- ・安定ヨウ素剤の配布
- ・避難退域時検査・簡易除染

エ 救護所における対応

県は、救護所を重点区域外市町村の指定避難所内に設置する。

なお、救護所は以下の機能を有する。

- ・避難住民のサーベイランス、スクリーニング
- ・一般傷病者に対する医療活動や健康相談等
- ・安定ヨウ素剤の配布

(2) 県災害対策本部体制下における原子力災害医療体制

県（健康衛生総室）は、受入先市町村長に対し、救護所の設置等に対する協力を要請するものとする。また、県は、必要に応じて、陸上自衛隊東北方面総監部に対し、救護所等での応急医療・救護、緊急時の避難退域時検査及び除染活動等に対する協力を要請する。

なお、派遣要員や連絡体制等については、福島県原子力災害医療行動計画に定められている。

(3) メンタルヘルス対策

原子力災害時には、放射線による被ばくや汚染等に対する不安や、被ばく等が身体的な健康に及ぼす不安などの心理的変化が生じるとともに、避難や屋内退避等による生活環境の変化が精神的負担となることが考えられることから、市は、国、県、地域医師会等と協力して、メンタルヘルス対策を適切に実施するものとする。

メンタルヘルス対策の実施に当たっては、指針を踏まえ、原子力災害の経過に応じた対策、適切な情報提供を行うとともに、メンタルヘルスの専門家だけでなく住民等に接する防災業務関係者全員が、その役割を担うことを認識し取り組むものとする。

第4節 原子力災害中長期対策

本節は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応するものとする。

1 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県（現地本部）、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

2 緊急事態解除宣言後の対応

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

(1) 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、避難区域等の設定を行い、それを見直した場合には、その旨を県に報告するものとする。

(2) 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、通行規制、飲食物の出荷制限及び摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示する。また、解除実施状況を確認する。

3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、関係機関及び事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。

その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行する。

4 心身の健康相談体制の整備

県（健康衛生総室）は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、指針に基づき、国及び市町村とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

5 災害地域住民に係る記録等の作成

(1) 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明を行うものとする。また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

(2) 影響調査の実施

県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査する。

(3) 災害対策措置状況の記録

県（危機管理総室）は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録し、保存しておく。

6 適正な流通の促進

(1) 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

(2) 物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品等の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

7 被災者等の生活再建等の支援

(1) 被災者等の生活再建への支援

市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

(2) 相談窓口の設置等

市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、総合的な相談窓口等を設置するものとする。市外からの被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(3) 生活再建の推進

県は、市と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

8 被災中小企業等に対する支援

県は、国と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

市は、上記の支援制度について周知等の協力を行う。

9 復旧・復興事業からの暴力団排除

警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

10 災害対策本部の解散

本部長（知事）は、国の原子力緊急事態の解除宣言後、原子力災害に係る応急対策がおおむね完了したと認めるとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、県の災害対策本部及び現地本部を解散するとともに、関係市町村に、市町村災害対策本部の解散を指示する。